平成２２年（フ）第８３４号
宮城県多賀城市下馬３丁目14番21号
債務者　加茂ゆう子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
秋田市楢山登町３番26号　ゆうきハイツ103
債務者　工藤　喜之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７号
福島市鳥谷野字杉ノ内14―18、住民票上の住所福島市清明町１番10号ロイヤルレジデンス３　６階602号
債務者　熊谷　牧子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
福島県南相馬市原町区本町２丁目73番地
債務者　木幡　善友
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９７号
茨城県日立市西成沢町４丁目22番３号
債務者　大曽根みちる
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０８号
茨城県日立市本宮町３丁目９番３―106号
債務者　小林　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３４９号
千葉県市川市富浜３丁目13番４号第２ひまわりハイツ105号
債務者　小川　珠美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７１号
千葉県習志野市東習志野４丁目４番４―304号
債務者　土屋孝四郎
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４１号
千葉県習志野市屋敷４丁目３番１―1102号
債務者　坂本　麗子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６８号
千葉県市川市大町590番地レックス市川松飛台201号
債務者　新井　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７２号
千葉県船橋市海神６丁目２番13号
債務者　芦田　君雄
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８５号
千葉県船橋市習志野５丁目10番23号サニー・ヴィラ101号
債務者　武井　國彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８７号
千葉市若葉区みつわ台４丁目28番３棟508号
債務者　友井　葉子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９７号
千葉県市原市国分寺台中央３丁目４番地４　ヴェラシンフォニー
債務者　林田　繁治
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
富山県魚津市友道2080番地１、旧住所富山県黒部市宇奈月町浦山1344番地６
債務者　佐伯　篤
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１９４号
石川県かほく市高松テ40番地２、従前の住所石川県輪島市輪島崎町１部78番地の11
債務者　二木　政江
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
石川県白山市手取町シ51番地10
債務者　内田　浩
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
金沢市畝田中３丁目518番地　グレイスフルＦ　Ｂ205号、従前の住所金沢市若松町ツ147番地
債務者　大塚　達也
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所